

2016 年 11 月 30 日

消費者委員会

委員長 河上 正二 殿

日本生活協同組合連合会

専務理事 和田 寿昭



加工食品の原料原産地表示制度にかかわる意見書



11 月 29 日、消費者庁・農林水産省共催「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」の検討結果を取りまとめた「中間とりまとめ」が公開されました。

検討会では「全ての加工食品への導入に向け実行可能な方策について検討する」という「政府の基本方針（閣議決定）」のもと議論が進められ、最終的に「全ての加工食品」について、重量割合上位 1 位の原材料に「国別重量順表示」を原則とし、国別重量順表示が難しい場合に「例外の表示」を認めるといった方向が定められました。

日本生協連は、原料原産地表示を拡大するという基本方針には賛成するものですが、「中間とりまとめ」における改正の方向性については、問題があると考えており、このまま法制度化されると消費者、事業者双方にとってメリットのないものになるのではないかと危惧します。

なお、原料原産地表示制度については、食品表示法における個別検討課題であり、消費者基本計画等においても検討すべきとされた課題で、国民にとって大きな関心事です。制度設計の検討については広く国民の意見を反映していただきたいと考えます。

- 1) 検討の進め方について、6 月 2 日の閣議決定（日本再興戦略 2016）を踏まえ「全ての加工食品を義務表示の対象とする」方向を揺るぎない「前提」として議論が進められたことに違和感があります。「消費者の商品の選択に資する」という食品表示の目的を改めて確認すべきと考えます。
- 2) 「全ての加工食品」に表示をさせるため事業者の実行可能性に特化した結果、「正確性のない表示」を含む制度設計となり、消費者にとって「誤認・誤解」をまねくものとなるおそれがあります。また、現状の原料原産地表示制度（任意表示含む）よりも消費者が正しく選べない状態になってしまうことが危惧されます。
- 3) 事業者はこの制度において実行可能性が担保される一方、必ずしも消費者の選択に資するものではない過度な表示への改正にコストがかかることになります。加えて、表示方法に例外が多く曖昧な表示も可能であることから、かえって消費者の不安やお問い合わせが増えることも想定されます。なお、現在の食品表示法の改正に加えて、さらなる改版コストが必要になります。

今後、貴委員会には当該内閣府令改正にかかわる諮問が行われることと思われます。答申の検討にあたっては、表示の本来の目的である「消費者の選択を保証する」という視点から現状の表示制度を振り返り、消費者、事業者、生産者、それぞれの「メリット・デメリット」を明確にすべきです。その上で、新しい制度については、消費者にとって「誤認のない（正しく）」「選ぶときに役立つ」「利用しやすい」制度であること、事業者が実行可能で、行政が執行可能なものとすべきと考えます。

組活から宅配で発送する加工食品の原料原産地表示制度にかかわる意見書（各論）

1. 「全ての加工食品への表示」ありきの議論となっており、原料原産地表示制度によって「消費者に提供すべき情報はなにか」という点の議論が不足しています。

この検討会は当初、「実行可能性を確保しつつ原料原産地表示の拡大方策について検討する」として検討が進められました。しかし、6月の閣議決定を受け、第6回検討会では、それまでの議論がなかったのかの様な唐突な論点整理がなされ、国内で製造した「全ての加工食品」を義務表示の対象とすることで議論が進められました。

また、検討会資料（消費者調査）では76.8%の人が原料原産地表示を参考に行っているところがありましたが、「どのような品目でどのような表示方法を参考としているのか」といった具体的な議論は行われていません。消費者が原産地について知りたい情報とそのレベルを十分に把握・理解した上で、事業者の実行性を加味し、義務拡大の具体的な方策を検討すべきです。

なお、弊会が実施した組合員アンケート¹によると、8割以上の人が「例外表示」に対して否定的な意思を示しており、また、弊会への商品等のお問合せの内容でも今回の案にある「例外表示」を求める意見傾向はみられません。消費者が、商品の中身と表示が異なるケースのある「可能性表示」や加工度の高い中間加工品の「製造地表示（例：果糖ぶどう糖液糖（国内製造））」を切望しているとは考えにくい状況です。

「全ての加工食品の原材料1位に何らかの原料原産地表示をさせる」ことが消費者の要望であるのか、消費者が「本当に望んでいる表示」はどのようなものか、十分に把握・理解した上で制度の検討を進めるべきと考えます。

2. 「中間とりまとめ」にある「例外表示」は「内容と特性を正しく伝えていない表示方法」であり、消費者の誤認・誤解をまねくものとして、導入に反対します。例外の表示を大幅に認めることにより、現在よりも実際の表示が後退し、混乱することが予想されます。

食品表示は消費者が商品を選ぶときに使う大切な情報であり、手に取った商品の「内容と特性」を正しく伝えるものでなくてはならないと考えます。

今回の制度改正は「全ての加工食品」に何らかの表示をさせるため、事業者の実行可能性に特化した内容になっています。その代償として、正確性の薄い、あるいはあいまいな「例外表示」が導入されることになっています。このため、消費者にとっては「情報拡大」といったメリットよりも、「誤認」や「誤解」といったデメリットが大きくなるのではないかと、危惧をします。

検討会資料を用いて弊会で試算したところ、現状の義務（22食品群＋4品目）＋任意表示の27%が、今回の制度を導入することにより、正確性のある国別表示は2～3割表示（大きく変わらない）、可能性・大括り表示は2～3割、製造地表示にいたっては5割程度になることが予想されます。加えて、正確性のある表示と今回の例外表示との区別が明確ではありません。これらのことから、（制度の意図に反して）消費者は今まで正

¹ 9/20～11/1 4地域（山口・茨城・新潟・宮城）202名 現行の原料原産地表示制度の説明を行った後、例外表示について表示の概要、メリット・デメリットを説明し賛否について質問

しく選択できていた原料原産地を、今後は「正しく選べない状態」になる可能性があります。

3. 原料原産地表示は「検証困難」な表示制度であり、取り締まりが非常に困難なことから「作為的に消費者を誤認させる表示」が懸念されます。

原料原産地表示制度は「検証困難」なものです。義務化が拡大し、かつあいまいな制度が導入されることにより、この制度を悪用し「作為的に消費者を誤認させる表示」があっても、正しく評価をし、取り締まることは極めて困難です。このことは消費者の表示制度への信頼低下や不安を助長し、事業者への信用不信につながりかねません。

4. その他懸念点・課題と考える点

1) 表示拡大が生産振興に寄与するかについては疑問を感じます。逆に国産原料を利用する機会が失われ、排除されるケースも出てくるのではないかと危惧しています。

食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日 閣議決定）において、食料の安定供給の確保に関する施策として「原料原産地表示の拡大」があげられています。しかし、食品関連事業者が、表示を遵守するがために管理上の観点から原材料を供給量の小さな国産原料から安定的な供給量が確保できる海外原料に移行させるケースも考えられます。

また「可能性表示」では、過去の使用実績を根拠に、実は国産原材料が使われない場合においても「国産」を表示することが可能です。このため、名目上「国産」と表示をしながら、実際には国産原料を使用しないケースも想定されます。

このようなケースを考えると、今回の表示義務化が、国産原料の利用促進どころか、逆に国産原料を利用する機会が失われる、あるいは排除されることにつながる可能性もあるのではないかと危惧しています。

2) 原料原産地表示制度が国際的に整合性のある制度かどうかについて、慎重な検証が必要ではないでしょうか。

検討会において、これまでのわが国における原料原産地表示の拡大については WTO 通報を行い、特段問題視されていないとの説明がなされています。輸入産品自体に不利な待遇を与えるものではないとしても、TBT 協定第 2.1 条における「内国民待遇の原則」を考えると、国際的には整合性の取れていない制度という指摘を受ける可能性があるのではないのでしょうか。また、この間の WTO 通報を見る限り、非常に簡素化された文書で発出されているように見え、海外の国々において変更点等が具体的に理解されているのか疑問を感じます。

海外からの指摘を受け、導入後に再度制度変更があるようでは、社会的な混乱を招きます。国際的な整合性について、慎重に検証すべきと考えます。

なお、2016 年 5 月、コーデックス食品表示部会（CCFL）において現在の所掌業務の振り返りが行われ、原産国表示 COOL（2000-2005）については未完成/作業中止している案件の一つとしています。

3) 表示の「見やすさ」「わかりやすさ」について考慮すべきと思われます。今まで以上に文字が小さく、複雑な制度は、かえって消費者の「比べにくさ」を生むことが考えられます。

今回の例外表示は「事業者が表示方法（例外表示）を選ぶことができる制度」であって、消費者にとっては、同じ商品群で表示方法が異なり、比べることが困難になるのではないかと危惧しています。

食品表示一元化検討会では食品表示について消費者の「わかりやすい食品表示」をテーマに議論が重ねられました。食品表示制度は消費者の選択に資するものであるべきで、その点から「わかりやすさ」「比べやすさ」について考慮が必要です。

また、今回の改正で一括表示部分での文字数の増加は避けられません。表示がさらに過密になることで、今まで以上に見づらい表示になることが危惧されます。

以上